

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会
第 8 回 総 会

令和 6 年 4 月 26 日 (金)

名護市農業委員会 第8回総会

開催日時 令和6年4月26日(金) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	×	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	×
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	×	8番	伊波 實	×	9番	宮城 政喜	◎
10番	宮城 二郎	◎	11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	比嘉 勲	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	×	17番	平 智昭	○	18番	林 昌平	×
19番	宮城 直人	×	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第41号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第44号 農用地利用集積計画の意見決定について
 - 第45号 非農地証明願について
 - 第46号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について
 - 報告 農地法第3条許可の取消し願いについて
 - 報告 農地法第5条許可の取下げ願いについて
 - 報告 令和6年度最適化目標の決定について

事務局長

はい定刻となりましたので、第 8 回の名護市農業委員会の総会の方を始めさせていただきますと思います。

本日ですれ欠席の方が野原会長他 4 人とあと推進の方も数名欠席の連絡を頂いております。総会を始める前に、3 月の総会の方で農業委員会の事務局の方がメンバー変わりますよということ議案の方を出さしておりますが、正式に 4 月に入りまして最終的に事務局職員の方になりましたので、改めて農業委員会の事務局の職員の方を紹介します。

はい、おはようございます。玉城です。農業委員会との関わりは、平成 13 年度から、さとうきび担当だったんですけど、さとうきびによる遊休農地解消事業を毎年 10ha 実施した際に、ユンボを入れたりとか、植え付けとか、現場的には早めに土地を確定して作業実施したいという思いがありましたが、土地の斡旋が追いつかずに農業委員会からクレームを受けた苦い思い出があります。以降は農業分野から離れておりました。私がいた当時とは下限面積の撤廃なり、3 年 3 作の基準がなくなったり、コーヒーやレモンといった新たな作物が出始めたりしてますので、農業委員の皆様方と一緒に農地のあつせんを進めながら名護市の農業を盛り上げていきたいと思っております。宜しくお願ひ致します。

つづきまして日高です。3 月の総会や 4 月の地域での推進会議でも少し自己紹介しましたが、改めまして正式に事務局職員となりましたので今後とも宜しくお願ひ致します。

よろしくお願ひします、また農業政策課の職員の自己紹介も最後のほうでいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、総会の方ですね、本日の案件は議案が 7 件、報告 3 件ございますので最後までお願ひいたします。それでは本日会長の方が所用でお休みになりますので職務代理の方で進行の方をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(開会)

議長

はい、皆さんおはようございます。毎日ですれ梅雨に入ったような感じの天気が続いてますけどかなり皆さんも大変じゃないかなというふうにお願ひします。トラクターが畑に入れられないとかですね。厳しい天気が続いてますが頑張っ頂きたいなと思ひてお願ひします。

ただいまより第 8 回名護市農業委員会総会を始めていきたいと思ひます。先ほどもありましたが、本日の欠席者が野原委員、川上委員、前川委員、伊波委員となつて 4 名の方がお休みですけれど、総会の定足数は 12 名中 8 名と、定足数には達しておりますのでこれより始めていきたいと思ひます。本日の議事録署名人は 9 番委員と 10 番委員です。よろしくお願ひします。

それでは早速始めてまいりたいと思ひます。議案第 40 号から事務局の説明をお願ひします。

(議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願ひします。

局長 はいお手持ち資料の 1 ページになります。

議案第 40 号農地法 3 条の許可申請の方が出されております詳細の方を担当より説明いたしますが、整理番号 3 番につきましては 5 条申請と関連がありますので、説明の方は整理番号 1 番と 2 番をさせて頂きたいと思ひます。3 番については 5 条の方で説明をさせて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局 1 番から説明いたします。

整理番号 1 番 幸喜の 5 筆、登記地目は畑で、合計面積は 2,511 m²。3 条の使用賃借となっております。受け手は新規就農で従事者 1 名、従事日数は、本人が 150 日です。予定作物はドラゴンフルーツとバナナとなっております。

貸し手と受け手は親子関係で 10 年の使用賃借となっております。受け手は今年の 3 月に農業大学校を卒業されて父親の農地を引き継いで新規就農ということとなっております。

整理番号 2 番 呉我の 2 筆、登記地目は畑で、合計面積 1,959 m²。3 条所有権移転となっております。受け手の世帯人数は 5 名、稼働人員は 4 名となっております。従事日数は、本人 61 才が 190 日、妻が 150 日、子供が 100 日、40 日、合計 250 日。新規就農のための 3 条有償移転。植付予定作物はシークワサーとタンカンとなっております。

整理番号 3 番につきましては先ほども説明したとおり、5 条申請もありま

すので議案 43 号にて一括してご説明させていただきます。

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請については以上となります。

議長 議案第 40 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。整理番号 3 番以外について、質疑が無いようなので 1 番と 2 番は可決としてよろしいですか。

はい。

委員

1 番と 2 番は可と致します。

議長

(議案第 41 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 41 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明をお願いします。

局長 お手持ちの資料の 2 ページになります。こちらにつきましても 2 件とも 5 条の方で同時申請が出されておりますので、5 条の方と一緒に説明させていただきます。宜しくお願い致します。

(議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

局長 お手持ちの資料の 3 ページになります。議案第 42 号 農地法第 4 条の許可申請が出されております。案件は 2 件ございます。詳細の方は担当より行います。お願いします。

事務局 議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について今月 2 件の案件がございます。

事務局 整理番号 1 番 伊差川の 1 筆、地目は田、面積 15 m²。転用目的は共同住宅通路となっております。そのまま 2 番のほうも説明させていただきます。整理番

号2番 伊差川の2筆、地目は田、合計面積964㎡。転用目的は共同住宅となっております。整理番号1番と2番に関しては一体利用での申請で、1番が通路部分、2番が住宅部分となっております。申請地横の既存の道路が建築基準法上の接道の大きさに満たないというところで、今回の申請地の一部を通路の申請にすることによって既存の道路と含めて接道の基準を満たすことができ住宅が建築できることとなっております。1番2番両方とも第2種農地、一団農地が0.1haとなっております。4条は今月、以上になります。

議長 只今説明のありました議案第42号について説明がありましたけど、質疑のある方は宜しくお願ひします。質疑がないようなので整理番号1番、2番を可としてよろしいでしょうか。

はい。

委員 1番、2番を可と致します。

議長

(議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について)

議長 それでは議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

局長 お手持ち資料の4ページからになります。案件は6件ございます。詳細については担当の方より行います。お願いします。

事務局 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について今月6件ございます。

事務局 整理番号1番 真喜屋の1筆、地目は畑、面積が273㎡、譲受人への所有権移転で、転用目的が庭・裏庭・家庭菜園となっております。こちらについては既に住宅の一部として利用されており、転用目的にあるように利用されていた形でありますので、始末書を付けて頂いております。農地区分につきましては第2種農地、一団農地0.1haとなっております。

事務局 整理番号2番、我部祖河の1筆、地目は畑、面積が821㎡のうち410㎡、借受人への使用賃借で、転用目的は一般住宅となっております。申請地は一

団農地が10ha以上の第一種農地ですが、1種農地の例外規定である10戸連たんの規定が適用出来るかと考えております。なお、連たんとして認められる範囲として住宅一戸程度の間隔までとされており、一戸程度の大きさの基準についても地域の平均的な敷地の横幅の1.5倍以内と定められています。申請地周辺の集落を確認すると平均が約20m程度の敷地の横幅となっており、申請地と一軒目の住宅の間隔は23mというところで1.5倍以内に収まり、連たんとして認められると考えております。

整理番号3番、宇茂佐の1筆、地目は田、面積が549㎡、譲受人への共有物分割で、転用目的は貸資材置場となっております。共有物分割という言葉は馴染みがあまりないと思いますので説明させていただきます。こちら3条と同時申請なのですが、2筆はもともと1筆の土地で相続の後から2人の共有の状態となっております。今回その土地を2筆に分筆し、それぞれ単独名義にするために3条及び5条で持分移転する申請となっております。3条につきましては、二人の共有名義であったものを譲受人がバナナ、パイナップル、牧草を耕作する予定で、もう一方の5条に関しては貸資材置き場として利用する計画となっております。なお、貸資材置き場ですので、借受けの確約書を付けて頂いております。利用する法人は譲受人の弟の法人で建設業を営んでおります。農地区分につきましては、農地区分は第2種農地で一団農地0.1haとなっております。

整理番号4番、安和の1筆、地目は畑、面積が406㎡、譲受人へ所有権移転、転用目的は建売住宅となっております。こちら農地区分につきましては第3種農地、一団農地は0.1haとなっております。

整理番号5番、運天原の2筆、地目は畑、面積が863㎡、譲受人への所有権移転、転用目的はバーベキュー施設となっております。また、こちらは事業計画変更と同時申請となっております。当初令和5年8月に譲渡人がバーベキュー施設の目的で取得しましたが、会社の中で反対意見があがって資金の協力が得られなかったということで譲受人のほうに事業を承継しております。農地区分につきましては第2種農地で、一団農地0.1haとなっております。

事務局

整理番号6番、宮里の1筆、地目は畑、面積が573㎡、譲受人へ所有権移転で、転用目的は資材置場となっております。こちら事業計画変更と同時

申請となっております。当初、賃貸借の設定で一般住宅の許可がおりていましたが、現在一般住宅は建っておらず、譲受人が資材置場として既に利用しております。当初の許可は一般住宅ですので、許可内容とは別の目的で使用されているとして、始末書を付けて頂いております。農地区分につきましては第3種農地となっております。今月、5条は以上になります。

議長 はい、有難うございます。議案第43号について皆さんの質疑をお願い致します。

委員 整理番号2番について、毎月10戸連たんの話がでてきているような気がします。第1種農地の言わば虫食いで出てきている気がするのですが、これは地域の考え方ですか、それともたまたま、出てきているものなのか。

事務局 これはあくまで県の取り扱い上の連たんの考え方ということで指針として市町村に示していて、その指針に鑑みると適用できるかなというところになります。

委員 そのうち1種農地も外れるぐらいの規模になってくるのではないかと。そうなれば転用もかなり許可を受けやすくなるが。

事務局 現状整理番号2番周辺の一団農地は約120ヘクタールであり、大きいところではありますが、農振農用地に入っていない部分に関しては1種農地の扱いになりますので、集落接続等で許可が下りる可能性はございます。ただ、同じ一団の農地であっても、農振農用地内の土地については農業以外の利用は難しい土地となります。

委員 不動産屋さんが斡旋しているわけではないですか。そういう例はありますよね。

事務局 実際に、申請者の方とどういうやり取りがあるかは分かりかねます。

委員 毎月のように出てくるから大丈夫なのかなっていう、農業委員としてはこれがバンバン当たり前になってくるのかなと、特に我部祖河あたりでですね。

事務局 そうですね、最近このあたり一帯で1種の集落接続が多いわけですが、許可条件に鑑み、1種農地で集落接続の適用可能となると、その他の内容次第には

なりますが、許可が下りる可能性はあるのかなと思います。

委員 懸念材料としての意見とします。

議長 よろしいですか。他になければ可と致しますが、よろしいですね。

委員 はい。

議長 また、前号の3条3番を、可と致します。そして事業計画変更承認の1番と2番を可と致します。よろしいですね。

委員 はい。

(議案第44号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 令和6年4月18日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用券設定者は、譲渡人5名、譲受人5名。設定筆数9筆、面積10,434㎡。うち使用貸借権5筆、貸借権2筆、所有権移転2筆となっています。

審議に入る前に12番の川野委員は関係しますので暫くの間、ご退席お願い致します。

局長 はい、お手持ちの資料の6ページからになります。議案第44号農地利用集積計画の意見決定が出されております。詳細につきましては担当より行います。宜しくお願いします。

事務局 農用地利用集積計画の意見決定についてです。
整理番号1番から3番、呉我の畑3筆、10年間の使用貸借、面積は合計1,753㎡こちら新規、予定作物は野菜となっております。新規で46才、お一人で250日従事となっております。

整理番号4番、許田の1筆、利用権の使用貸借から所有権移転、面積986㎡ 予定作物はタンカン・バナナとなっております。年齢56才、お一人で200日従事となっております。

整理番号5番と6番 中山の2筆、5年間の使用貸借、面積合計2,634㎡、予定作物はゴーヤーとウコン。新規就農で年齢33才、お一人で250日従事となっております。

整理番号7番 饒平名の畑1筆。利用権の使用貸借から所有権移転、予定作物はパイン。農地所有適格法人の代表取締役と農業補助者で230日従事となっております。

整理番号8と9番 田井等の2筆、4年間の賃借権 予定作物はアスパラ、再設定で66才、お一人で150日従事となっております。今月、以上となります。

議長 議案第44号農用地利用集積計画の意見決定について皆さんの質疑をお願いします。無いようなので1番～9番まで全て可としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

(議案第45号 非農地証明願について)

議長 次に、議案第45号非農地証明願について事務局のほう宜しくをお願いします。

局長 それでは、議案第45号非農地証明願であります。お手元資料の8ページからになります。議案第45号非農地証明願の方が出されております。案件は5件ございます、非農地証明につきましては1件ずつ審議の方をお願いいたします。

事務局 議案番号1番 為又の1筆、農用外、面積1,653㎡。非農地申請の事由として、当該申請地に入るには名護市の里道を整備しなければならずこの作業ができない。隣接地は工場やヤード、住宅が立ち並ぶことから農地には適していない、現状は草木や低木、中低木が密集し伐採や草刈りが出来ないとなっております。現地調査に行かれた調査員の意見ををお願いします。

調査員 申請地に入る里道は雑草が生い茂っておりますが、幅が4mもあり草刈り作業等を行えば十分通行が出来ると感じました。申請地は1,653㎡と広く、一部

大きな木も生えてますが、耕作が困難と感じるほどの傾斜なども見受けられず、草刈りを行えば農地として十分活用できると感じました。以上を踏まえた調査員の意見ですが、当申請地は農地としての利用は可能と思われるため証明不可相当と判断しました。調査員の意見は以上です。皆さんの審議をお願いします。

議長 はい、皆さんのご意見を宜しくお願い致します。

委員 左側の細いのが里道でしょうか。現地は伐採や草刈りが出来ないほど繁茂しているのでしょうか。

事務局 そうですね。現地を見た時は、膝、膝丈ぐらいまで雑草が生えていて、草刈りすれば使える程度の状況でした。

議長 私も現地調査に参加したんですけど、里道にしてはかなり幅の広い、4mぐらいあったと、幅が広いなと感じはしました。

事務局 里道の管理につきましては建設土木課の管理係が行っており、整備については個別個別の事案に対応する訳ではなく、区で取りまとめて頂いて区から申請があった時に対応するかどうか検討するという話でした。こちらの管轄ではないのですが、もし里道を整備するのであれば区に声かけして頂いて維持課と相談して頂くこととなります。

局長 現況的には公的予算を投入してまで整備が必要という見立てでもないわけですよ。膝丈の雑草が生えている程度ですと、進入路に関して特段問題はないわけで、問題は農地の中身、三役で話をしたときに周りは大きい木で囲われているということで、中は特段大きい木は生えていない状況にあると。

事務局 そうですね。一部だけ生えているんですけど、ほとんどの面積は農地として利活用出来る、雑草とかススキの大きなやつは生えている状態なんですけど、草刈りしてしまえば大丈夫だと思います。

議長 この写真では、イスノキか、ユスギか、防風林として植えられているもんだなというふうにも思いました。

議長 他に意見がなければこの件は不適となりますけど、よろしいですか、それで

は否決といたします。

事務局 整理番号 2 番伊差川の 1 筆、面積が 720 m²。申請の理由として当該申請地は 40 年以上耕作されていないため原野化している。農地としての利用は困難であると申請があります。調査に同行した調査員宜しくお願いします。

調査員 申請地は写真の右から左にかけて急な傾斜地となっており、耕作は難しい土地と感じました。また、大きな木々も確認でき農地としての復元は困難だと感じました。以上を踏まえた調査員の意見ですが、当該申請地は農地としての利用は困難と思われるため証明相当と判断しました。調査員の意見は以上です。

議長 皆さんの審議をお願いします。

委員 山になっているということですか？

議長 私も行ったんですけど、先ほど説明がありましたように右から左にかなりの傾斜地となっておりました。

議長他に意見ありますでしょうか、可としてよろしいですか、それでは可決といたします。

事務局 整理番号 3 番 安和の 2 筆、合計面積が 22.89 m²。申請の事由ですが、当該申請地はブロック塀や駐車場となっており農地としての利活用が困難なので非農地証明願いが出されております。現場の写真のこの赤線の部分が敷地のブロック塀の位置となっております。道路の一部としても利用されています。調査員の意見ををお願いします。

調査員 申請地は三角地かつ小さな土地で宅地や道路の一部となっており、農地としての利用は困難であると感じました。以上を踏まえて調査員の意見ですが、当該申請地は農地としての利用は困難で、非農地と思われるため証明相当と判断しました。調査員の意見は以上です。皆さんの審議を宜しくお願いします。

議長 はい、ご意見のある方はいらっしゃいますか。可としてよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは次に、整理番号4番お願いします。

事務局 整理番号4番天仁屋の1筆、面積620㎡。申請の理由としまして申請地は土地改良事業で分断された残地であり、昭和62年以降放置し現在に至っており農地としての利活用が困難であるとなっております。調査に同行しました調査員の意見ををお願いします。

調査員 はい、私のほうが調査に同行しましたので説明します。申請地は一部が里道、その他の部分が山林化しておりました。写真真正面から奥に向かって急な傾斜となっており、農地としての利用は困難であると感じました。以上を踏まえたうえで調査員の意見ですが、当該申請地は農地としての利用は困難であると思われるため証明相当と判断致しました。調査員の意見は以上です。皆さんの審議をお願いします。

委員 この方、他にもう一件、非農地証明願いが出されてますか？

事務局 相談としては受けております。

委員 この部分だと影響ないんですけども、影響のある地域もありますので別途調整して下さい。

議長 よろしいですか。

委員 はい。

議長 次に整理番号5番お願いします。

事務局 整理番号5番 済井出の1筆、面積612㎡。申請の事由として当該申請地は約40年以上前より耕作されていないため農地としての利用は困難である。また海岸沿いに位置し、塩害のため耕作には不向きな土地であるとのこと。現地調査に同行した調査員のご意見をお願いします。

調査員 はい、申請地は進入が困難で山林化しており、農地としての利用は困難と感じました。以上を踏まえた上で調査員の意見は、当該申請地は農地としての利用は困難と思われるため証明相当と判断しました。調査員の意見は以上です。皆さんの審議をお願いいたします。

議長 何か質問ないですか。質疑ないですか。

委員 元々山ですか。進入路もないんですか。

事務局 山ですね、写真を撮ったのは大体このあたりで、申請地まで行ける道は見あたらないうです。

委員 済井出ビーチの敷地内ですよ？

事務局 おそらく他の人の土地を、全くの接道がないことになってるんで、地図の方での確認なんですけど、やっぱりちょっと袋地になっていて、この方の周辺が他の方の所有になっているので進入するのは難しいと思われまう。

議長 はい、以上の審議により可としてよろしいですか。

委員 はい。

(議案第 46 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について)

議長 引き続き、議案第 46 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について事務局から説明をお願いします。

局長 はい。お手持ち資料の 10 ページからになっております。議案第 46 号 農用地利用促進計画案のほうが市長部局のほうから出されております。詳細については担当より行います。お願いします。

農地係 はい。農用地利用促進計画案に関する意見決定についてです。

整理番号 1 番、饒平名、1 筆、農振農用内、面積 3,163 m²。中間保有している農地として、2 年 3 カ月の賃貸借の設定となります。予定作物はさとうきびとなっております。農地確認と受け手からの聞き取りに立ち会って頂いた委員より受け手の説明をお願い致します。

委員 はい、受け手は、饒平名大堀を中心に経営されており、主にサトウキビを作られています。隣接農地も耕作されており、地域計画の目標地図において

も色付けされる予定です。以上です。

農地係 整理番号2番、我部祖河、3筆、農振農用外、面積合計3,489㎡。5年間の賃貸借の設定となります。予定作物は野菜となっております。こちらも農地確認と受け手からの聞き取りに立ち会って頂いた委員より受け手の説明をお願い致します。

委員 はい、受け手は法人として羽地地域を中心に県内外に向けて野菜を生産、販売しています。基本構想水準到達者で、人・農地プランでは、振慶名、山田、伊差川、仲尾地区で中心経営体に位置付けられています。今回の農地は現在、地主と受け手が利用権設定をしており、利用権の終期のタイミングで、受け手の希望による促進計画での借入への切り替えとなります。畑はオクラを中心に何種類かの野菜を栽培しております。以上です。

農地係 以上の2件になります。宜しくお願いします。

議長 はい、皆さんの質疑があれば宜しくお願いします。よろしいですか。

委員 はい

議長 それでは、決定とします。

(報告 農地法第3条許可申請取消し願いについて)

議長 次に農地法第3条許可申請取消し願いについての報告を事務局から説明をお願いします。

局長 はい。お手持ち資料の12,13ページになっております。農地法第3条及び第5条許可申請取消し願いについて連続して報告させていただきます。

事務局 農地法3条の許可申請について取り消しの申請がございました。
整理番号1番、源河の2筆、どちらも農振農用内、合計面積10,469㎡。3条により所有権移転となっておりますが、令和4年9月29日に許可していましたが、許可後に売買が取り消しになったため、農地法の許可申請も取り消しとなっております。以上です。

(報告 農地法第5条許可申請取消し願いについて)

事務局 続きます、農地法第5条許可申請取消し願いについてです。
整理番号1番、豊原の1筆、地目畑で、農振農用外、面積1,722㎡。名護市から区へ使用賃借で、転用目的は区会館、駐車場、広場、車庫となっております。こちら先月の総会で説明しましたが、区の公民館の取扱いについて、やはり農地転用の許可不要の案件として取り扱って良いという事で県から回答がありましたので、申請を取下げて頂くという形になりました。報告は以上になります。

局長 はい、2件ですね、取下げの報告となります。

(報告 令和6年度最適化目標の決定について)

局長 続きます、令和6年度最適化目標の決定について、説明に入りますが、実は令和5年度の目標についての成果というところも説明を踏まえてじゃないとなかなか理解しがたいところ、大変申し訳ありませんが令和5年度の集計が最中ですので結果が出し切れないところであります。いったん令和6年度に設定を考えている目標を説明します。来月の総会でですね、順番が逆なんですけど、令和5年度の成果のほうを報告して、決定とさせて頂きたいと思います。大変申し訳ありませんがその流れでさせて頂きたいと思います。主査の方から令和6年度の最適化の目標について説明をお願いします。

事務局 令和6年度最適化活動の目標の設定について説明します。
まずは1ページ目、I農業委員会の状況になりますが、数値につきましては2020農林業センサスや担い手の農地利用集積調査の結果を用いております。耕地面積は耕地及び作付面積統計に基づき記入しておりますが、加工データのため総計がございません。II最適化活動の目標(1)農地の集積の②目標になりますが、農地面積1230haに目標集積率56%を乗じた数値を10年で割り算出しており68.88haとしております。(2)遊休農地の解消につきましては、例年8月に実施する利用状況調査の結果から数値を記入しております。緑区分の遊休農地の解消目標面積については令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積163.92haの5分の1である32.78haとしております。(3)新規参入の促進につきましては、農地法第3条新規就農者と集積計画の合計を用いております。目標については過去3年間平均の1割である5.5haとしております。課題につき

ましては記載のとおりとなっております。2最適化活動の活動目標につきましては、例年通りの表記となっております。令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況につきましては次回の総会にて説明させていただきます。以上です。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。これを持ちまして、第8回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会

議長(会長) 野原 朝行 印

署名委員 (宮城政喜) 宮城 政喜 印

署名委員 (宮城二郎) 宮城 二郎 印